報 告 事 項

令 和 7 年 9 月 定 例 会

# 令和7年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名		ページ
44	岡崎市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分につい	いて	5
45	損害賠償の額を定める専決処分について		9

令和7年報告第44号

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月30日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

# 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項(昭和32年3月26日議決)により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和7年9月19日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例(平成12年岡崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。 別表第1(85)の6項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5 条の4各号」を「第5条の14各号」に、「第5条の6第2項」を「第5条の16第 2項」に改める。

附則

この条例は、令和7年11月28日から施行する。

令和7年報告第45号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月30日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

# 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項(昭和32年3月26日議決)により指定された法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年8月29日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

### 1 事案の概要

令和7年4月1日付で岡崎市が相手方と締結した令和7年度額田南部地区水処理施設に関する協定に基づき、岡崎市が相手方に支払うべき同施設の維持管理費負担金について、相手方が指定する期日の翌日に、相手方はその支払を受領したことから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による遅延利息が発生した。

### 2 損害賠償額

1,200円